

2026年2月6日

企業会計基準委員会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人 品質管理本部
コーポレート・レポート・レポーティング・サービス部

**企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等
に対するコメント**

貴委員会から 2025 年 10 月 29 日に公表されました企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準（案）」等（以下「本公開草案」という）について、コメントを表明する機会をいただき御礼申し上げます。

私どもの意見を、下記のとおり提出いたしますので、今後の審議においてご検討いただきたく、お願い申し上げます。

記

貴委員会の本公開草案について、開発にあたっての基本的な方針に示されているように、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という）の予想信用損失モデルを開発の基礎とした上で、「国際的な比較可能性を確保することを重視し、国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準」と「IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保した上で実務負担に配慮した会計基準」を開発するという本公開草案の方向性を支持する。

しかしながら、貴委員会の意図を本公開草案の提案に明瞭に反映するための明確化や実務における新基準の円滑な導入の観点からいくつかご検討いただきたい点があるため、本公開草案に付された質問項目に対する意見として以下に記載する。

質問 3-2（予想信用損失の算定方法に関する質問）

本公開草案における予想信用損失の算定方法に関する提案（簡素化された予想信用損失の算定方法を含む。）に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的な方向性には同意するが、以下の事項について検討いただきたい。

1. 予想信用損失の算定において反映する契約条件の一部である担保または他の信用補完についての補足説明または明確化
2. 将来予測シナリオについて簡素化された予想信用損失の算定方法を適用する場合に、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオとして信用損失が発生しないシナリオのみを考慮することができるかどうかの明確化

（理由）

1. 企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という）第 32 項では、「予想信用損失の算定において、契約条件の一部である担保又は他の信用補完から見込まれるキャッシュ・フローを反映する」とされている。この「契約条件の一部」の意味については、債権等の契約条件に明記されている担保または他の信用補完に限定されるようにも読める。一方、現行の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準第 28 項(2)①および(3)」では、貸倒懸念債権および破産更生債権等の貸倒見積高の算定にあたって、当該債権に係る担保の処分見込額および保証の回収見込額を減額するとされているが、担保または他の信用補完について、当該債権の契約条件の一部に限定されとは示されていない。そのため、予想信用損失適用指針案第 32 項の「契約条件の一部」について、債権等の契約条件の一部である担保または他の信用補完に限定されると解される場合、予想信用損失の算定において考慮する担保または他の信用補完の範囲が現行実務より狭くなる可能性がある。

この点、予想信用損失適用指針案第 32 項と同様の記載は IFRS 第 9 号 B5. 5. 55 項にもあり、IFRS 第 9 号における信用減損の要求事項に関する適用上の論点を議論していた移行リソース・グループ（以下「ITG」という）において「契約条件の一部」の意味について議題に挙げられていた。2015 年 12 月に開催された ITG においては、予想信用損失の測定に含まれる担保または他の信用補完は、債権等の契約条件に明記されているものに限定されないという IASB スタッフによる分析があり、ITG のメンバーも当該分析に概ね同意していたと理解している。

したがって、実務における混乱を生じさせないよう、「契約条件の一部」の意味について、債権等の契約条件に明記されている担保または他の信用補完に限定されるものではないことについて明確化をお願いしたい。

2. 予想信用損失適用指針案第 43 項では、予想信用損失の算定を行う際、信用損失が発生する可能性と信用損失が発生しない可能性の両方の可能性を反映するとされており、信用損失が発生する可能性を考慮することが明記されている。これに対し、将来予測シナリオに係る簡素化された予想信用損失の算定方法に関する予想信用損失適用指針案第 64 項では、最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオのみを考慮することができることとされているのみである。そのため、信用損失が発生しないことが最も可能性の高い場合において、簡素化された予想信用損失の算定方法における最も可能性が高い中心となる将来予測シナリオとして信用損失が発生しないシナリオのみを考慮することが容認されるのかどうかについて明確ではないと考えられる。

したがって、予想信用損失適用指針案第 43 項との関係性を整理したうえで、予想信用損失適用指針案第 64 項において信用損失が発生しないシナリオのみを考慮することができるかどうかについて、審議の過程で明確化をお願いしたい。

質問 4 (分類及び測定に関する質問)

本公開草案における実効金利法による償却原価法（実効金利の計算に含める手数料等の範囲を含む。）に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的な方向性には同意するが、以下の事項について検討いただきたい。

1. 実効金利の計算に含めず企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という）に準じて会計処理する手数料について、収益認識会計基準における開示や未収分に対する予想信用損失の算定上の取扱いの明確化
2. 金利差額調整法の定義と購入または組成した信用減損債権の償却原価法における簡便法との関係の明確化
3. 信用減損金融資産に金融保証契約やローン・コミットメントが含まれるかどうかの明確化
4. 収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものについて、金利差額調整法における定額法を認めること

ができるかどうかの明確化

5. 事後的に実効金利の変更が生じる場合における実効金利法による償却原価法の取扱いの明確化

(理 由)

1. 一定の要件を満たす手数料は、移管指針公開草案第 17 号「金融商品会計に関する実務指針(案)」(以下「金融商品実務指針案」という)第 57-10 項および第 105 項に基づいて実効金利の計算に含めず、収益認識会計基準に準じて会計処理することができることとされている。当該手数料については、他の顧客から受け取る手数料と同様に、収益認識会計基準第 78-2 項における「顧客との契約から生じる収益」として開示が求められるのか、金融商品実務指針の定めにより会計処理されるとの理由により、顧客との契約から生じる収益以外の収益として取り扱われるのかが明確とまでは言えない。

したがって、これらの手数料が収益認識会計基準における「顧客との契約から生じる収益」であるのかどうか、ひいては収益認識会計基準に従った注記が求められるのかの明確化をお願いしたい。

さらに、当該手数料の未収分については、予想信用損失適用指針案に従った予想信用損失の算定や信用リスクに関する注記を行うにあたり、前述のとおり収益認識会計基準との関係が必ずしも明確ではないこともあり、予想信用損失適用指針案における収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等と同じ取扱いを適用することができるかが明確でないと考えられるため、この点についても明確化をお願いしたい。

2. 一定の要件を満たす購入または組成した信用減損債権の償却原価法の適用については、金融商品実務指針案第 105-4 項に基づいて簡便法として金利差額調整法における定額法が認められている。

ここで、金利差額調整法における定額法の金利調整差額は、金利の調整により生じた取得差額であるとされている(金融商品実務指針案第 57-1 項(9))。しかし、購入または組成した信用減損債権の取得価額と債権額の差額は一概に金利調整差額とは考えられず、金利調整差額をどのように算定するのかについて明確ではないと考えられる。そのため、購入または組成した信用減損債権に対する金利差額調整法における定額法の取扱い、特に金利調整差額をどのように算定するのかの明確化をお願いしたい。

3. 企業会計基準公開草案第 89 号「金融商品に関する会計基準(案)」(以下「金

融商品会計基準案」という) (注 8-4) では、信用減損金融資産の対象として債権および満期保有目的の債券のみが示されている。これについて、債権および満期保有目的の債券の他にも、保証履行を行っている保証先が注 8-4 の状況に陥っている場合も考えられ、信用減損金融資産の定義が金融保証契約にも適用されるかどうかについて明確化をお願いしたい。また、これにより、金融保証契約に係る予想信用損失に関して、予想信用損失適用指針案第 75 項から第 78 項の予想信用損失の分解情報や、第 82 項の信用リスク・エクスポージャーの開示を行う場合に、信用減損金融資産としての区分が必要となるかどうかは明確になる。

4. 本公開草案では、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものに関し、現行の重要な金利部分が含まれている売上債権について償却原価法(定額法)を適用することを容認する定め(金融商品実務指針第 130 項)を削除することが提案されている。そのため、本公開草案が最終化されると、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等のうち重要な金融要素を含むものについては、原則的な実効金利法による利息法しか適用できないこととなると考えられ、金融商品実務指針案第 105-2 項のような簡便法が設けられている貸付金よりも償却原価法の適用について実務上の負荷が高くなると考えられる。収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等は、金融機関でない企業の営業活動から生じる重要な金融資産であり、金融機関でない企業における実務上の負荷を考慮することが考えられる。そのため、収益認識会計基準の範囲に含まれる取引から生じた受取手形、売掛金等について、金利差額調整法における定額法の適用を認めることの検討をお願いしたい。

5. 現行の償却原価法は、取得時における金利調整差額を一定の期間にわたり配分する方法であるが、本公開草案において、償却原価法の 1 つの方法として実効金利法を導入することが提案されている。この点、実効金利を計算する際には、金融商品のすべての契約条件(例えば、期限前償還、期限延長、コールおよび類似のオプション)を考慮して期待キャッシュ・フローの見積りを行うとされている(金融商品実務指針案第 57-3 項)。

現行の償却原価法の適用においては、各期に配分する対象である金利調整差額が事後的に修正され、償却原価を再計算することは基本的に想定されていなかったと考えられる。一方、実効金利法においては、期待キャッシュ・フローが実効金利の計算の構成要素であるため、事後的に当初に見積った期待キャッ

シュ・フローが変更される状況がありうると考えられる。しかしながら、本公開草案において事後的に実効金利の変更が生じる場合の取扱いに関する定めがないため、実効金利の再計算の可否やそれに係る損益の認識時期が明確とはなっていないと考えられる。そのため、事後的な実効金利の変更の要否やその際の償却原価法の会計処理について明確化することが望まれる。

質問5（開示に関する質問）

本公開草案における開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

【意見】

基本的な方向性には同意するが、以下の事項について検討いただきたい。

1. 予想信用損失適用指針案第 75 項に従った予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表の作成にあたって、契約期間が 12 か月未満の債権等について信用リスクの著しい増大の判定が求められるかどうか明確化すること
2. 予想信用損失適用指針案第 90 項における信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額に関する説明の記載を見直すこと

（理由）

1. 予想信用損失適用指針案第 75 項において、予想信用損失引当金の期首残高から期末残高への調整表を注記することが求められている。当該調整表の作成にあたっては、12 か月の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金と全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金を区分して示すことが求められ（同第 75 項(1)および(2)）、さらに、全期間の予想信用損失に等しい金額により算定した予想信用損失引当金のうち、期末において信用リスクが著しく増大している債権等（信用減損金融資産を除く）を区分して示すことが求められている（同第 75 項(2)①）。

これについて、契約期間が 12 か月未満の債権等については、算定する予想信用損失の金額という観点で、12 か月の予想信用損失と全期間の予想信用損失が同額になるため、いずれの期間の予想信用損失であっても会計処理の結果として異なるものとはならないと考えられる一方、当該注記事項の定めによって、契約期間が 12 か月未満の債権等に対する注記を作成する目的で、期末において信用リスクが著しく増大しているかどうかを判定する手続が求められると考えられる。なお、2015 年 12 月に開催された ITG においては、満期が 12 か月未満の金融資産についても信用リスクの著しい増大を判定することが必要であり、その判定に基づき開示が要求されるという IASB スタッフによる分

析があり、ITGのメンバーも当該分析に概ね同意していたと理解している。

これらの議論は本公開草案にも当てはまるのではないかと思われるが、実務における解釈のばらつきを避けるため、注記事項の作成にあたって、契約期間が12か月未満の債権等について信用リスクの著しい増大の判定が求められるかどうかについて明確化することが望まれる。

なお、信用リスク・エクスポージャーの注記（予想信用損失適用指針案第82項）も同様の論点があると考えられる。

2. 予想信用損失適用指針案第90項において、信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額が金融商品実務指針第140項に従って相殺した金額を控除した後の額となると示されている。

この点、IFRS会計基準における相殺の定めと異なり、金融商品実務指針第140項による相殺表示は容認規定であり、また相殺表示に関する注記も求められていない。

したがって、金融商品実務指針第140項に従って相殺表示を行っているかどうかは企業の選択適用の結果であり、信用リスクに対する最大エクスポージャーを最もよく表す金額が金融商品実務指針第140項に従って相殺した金額を控除した後の額となるとは必ずしもいえないと考えられる。そのため、提案の記載を修正することをお願いしたい。

質問8（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

【意見】

以下の事項について検討いただきたい。

1. 本公開草案に従った連結子会社の個別財務諸表における会計方針の選択が、連結財務諸表においてもそのまま認められるのかどうかの明確化
2. 予想信用損失の算定を簡素化された方法から原則的な方法に変更した場合、またはその逆の場合に、比較情報の修正が必要かどうかの明確化
3. 海外の監督当局等からのガイダンスのみならず、我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ることの明確化

（理由）

1. 本公開草案では、原則的な予想信用損失の算定方法と、それを簡素化しているものとして、簡素化された予想信用損失の算定方法が定められている（予想信用損失適用指針案BC88項）。

当該方法の各項目は企業の判断により個別に選択して適用できるとされ、会計方針としての選択が認められている。そのため、同一企業集団内であっても個社ごとの信用リスク管理の実情をより適切に反映するため、個別財務諸表においては各項目について個別に会計方針の選択する場合があることが予想される。

これについて、企業集団の連結財務諸表においても、連結子会社が選択した会計方針をそのまま適用できるのか、または連結財務諸表として統一した会計方針を適用することが求められているのかについて明確ではない。そのため、連結財務諸表における会計方針の選択に係る統一の要否について明確化すべきであると考えられ、検討をお願いしたい。

なお、本公開草案に従った償却原価法の適用についても同様の論点が存在すると考えられ、連結財務諸表における統一の要否について明確化することが望ましいと考えられる。

2. 本公開草案の簡素化された予想信用損失の算定方法については、重要な会計方針に該当すると判断された場合、重要な会計方針として個別に選択した方針を注記することが考えられるとされている（予想信用損失適用指針案 BC89 項、BC90 項）。これについて、簡素化された予想信用損失の算定方法の採用と原則的な方法の間で会計方針を変更することとした場合、当該変更は企業会計基準第 24 号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 24 号」という）第 5 項(2)に該当することとなると考えられ、この結果、新たな会計方針を過去の期間のすべてに遡及適用する必要があることとなる。

しかし、これらの変更の影響を過去に遡って把握することについては、過度な実務上の負担を強いる場合があるとともに、事後的判断が使用される可能性も考えられる。また、原則的な処理と簡素化された予想信用損失の算定方法との間の変更は、予想信用損失の算定の見積方法の変更の側面も有し、企業会計基準第 24 号第 19 項の会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合に該当する可能性があるとも考えられる。そのため、当該変更について企業会計基準第 24 号第 19 項の対象となるかどうかの検討をお願いしたい。

3. 予想信用損失適用指針案第 28 項において、信用減損金融資産に該当する証拠の一例として「借手の財政上の困難に関連した経済上又は契約上の理由により、

そのような理由がなければ考慮しないであろう譲歩を借手に与えたこと」が示されている。同項は IFRS 第 9 号の定めを修正せずに取り入れたものであると理解しているが、IFRS 第 9 号においては、借手に与えた譲歩について明確には説明されていない。しかし、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（以下「貸出条件緩和債権」という）は信用減損金融資産に該当すると考えられる。

この貸出条件緩和債権の認定に関しては、銀行実務に広く浸透している我が国の監督指針に一定のガイダンスが示されているため、予想信用損失適用指針案第 28 項の適用に際しては当該監督指針を参照することが考えられる。

これに関連して、予想信用損失適用指針案 BC42 項および BC43 項において、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等は、IFRS 第 9 号の要求事項を適用する上での追加的な情報であり、実務上の困難さを軽減する観点から参考になり得ると示されている。欧州において IFRS 会計基準を適用している銀行が信用減損金融資産に係る定めを実務上適用するにあたっては、欧州における監督指針を考慮し、一定の貸付金等を信用減損金融資産として認定していると考えられる。一方、予想信用損失適用指針案では、我が国の監督指針について言及されていない。したがって、海外の監督当局等から公表されたガイダンス等のみならず、我が国の監督指針についても予想信用損失適用指針の適用に際して実務上参考となり得ると記載すべきであると考えられる。また、実務における適用を円滑とするために、予想信用損失適用指針と我が国の監督指針との関係性について、監督当局と連携いただきたい。

以 上